

議案第 7 2 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第50号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「、第44条第3項」を「、第44条第5項」に、「、第47条」を「、第47条第1項及び第4項」に、「及び」を「（第139条の7において準用する場合を含む。）並びに」に改め、「これらの規定を」を削り、「ついては」を「についても」に改める。

第17条第2項の表以外の部分中「当該」を「同表の」に改める。

第43条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第43条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項前段中「第43条の3及び前条」を「前2条」に改め、同項後段中「、前条第1項及び第2項」を「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条」に、「、同項」を「、同条第2項」に改める。

第44条第7項中「第47条第2項」を「第47条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第6項を第8項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措

置法（昭和32年法律第26号）第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第47条第1項及び第2項中「よつて」を「より」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第44条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第45条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条

第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第47条に次の2項を加える。

5 第44条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第45条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第2条の2第1項中「、第44条第3項」を「、第44条第5項」に改め、「（昭和32年法律第26号）」を削り、同条第2項中「、第47条」を「、第47条第1項及び第4項」に、「、同条」を「、これら」に改める。

附則第3条第1項中「第47条に」を「第47条第1項及び第4

項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「、同条」を「、これらの規定」に改める。

附則第8条の3中第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、第9項から第11項までを削り、第12項を第8項とし、第13項から第15項までを4項ずつ繰り上げ、同条第16項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第12項とする。

附則第8条の4の見出し中「の減額」を「及び都市計画税の減額」に改め、同条中第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項各号列記以外の部分中「附則第7

条第 1 1 項各号」を「附則第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 1 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 1 2 項各号」を「附則第 7 条第 1 1 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 8 項」を「附則第 1 2 条第 2 9 項」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 1 4 項」を「附則第 7 条第 1 3 項」に、「附則第 1 2 条第 2 6 項」を「附則第 1 2 条第 1 7 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 1 4 項」を「附則第 7 条第 1 3 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条に次の 1 項を加える。

1 2 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができな

かつた理由

附則第9条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「にあつては」を「には」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第11号中「にあつては」を「には」に改め、同号を同条第10号とする。

附則第9条の2の見出しを「（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「市の」を「本市の」に、「、平成28年度分又は平成29年度分」を「、平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「、平成29年度分」を「、平成32年度分」に改める。

附則第10条の前の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成29年改正前の法」という。）第349条の3又は平成29年改正前の法」を「法第349条の3又は」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改める。

附則第11条中「平成27年法律第2号）附則第18条」を「平成30年法律第3号）附則第22条」に、「基づき、平成27年度

から平成29年度」を「より、平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第12条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条の表以外の部分中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第18条の前の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改める。

附則第18条の2中「附則第18条」を「附則第22条」に、「基づき、平成27年度から平成29年度」を「より、平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第19条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「

平成30年度から平成32年度」に改め、同条の表以外の部分中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改める。

附則第20条の2第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第22条第1項中「附則第10条第1項から第5項まで」を「附則第10条各項」に、「、平成29年改正前の法」を「、法」に、「平成29年改正前の法附則第15条」を「附則第15条から第15条の3まで」に、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の第47条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の宇治市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。